

## 委託業務成績評定要領の位置付けと活用の提言

### 1 位置づけ

本要領は、下水道の管路管理に関わる委託業務の品質が適正に評価される土壌を作り上げるとともに、この業務を実施する全ての受託業者の技術レベルの底上げを目的とするものである。この要領はあくまでも標準的な形式としての提案であり、実際に使用する自治体によって、独自の評価を設けたり、改変したり、その一部だけを採用することは差し支えない。

### 2 活用の提言

#### (1) 活用案

基本的には、この要領の活用方法は各自治体で決定すべきであるが、優良な業者は褒め、優良でない業者は指導監督するべきと、多くの自治体が考えていることから、次の事項が考えられる。

例として

#### 第一ステップ

優良な業者は表彰等を行い、指導が必要な業者は指導を口頭又は文書で行う。

#### 第二ステップ

指名選定を実施する際の参考に用いる。

#### (2) パイロット自治体の選定

パイロット自治体を選定し、実際に使用してもらうことにより、実務使用上の課題と問題点を探っていくこととする。パイロット自治体での試行は令和4年度に行い、本要領に極めて大きな変更が必要な場合は再度委員会を招集するが、軽微な変更の場合は事務局預かりとする。

選定したパイロット自治体は、山形市、高知市、鹿児島市である。